

＜宮城県野生鳥獣被害対策本部＞

【6/1改正】クマ出没注意報等の発令基準を改正します

現在、県内全域に「クマ出没警報」を発令しておりますが、今後、事態の更なる深刻化も想定し、**県民に対する注意喚起の発令基準**（宮城県クマ出没注意報等発出実施要領）を**改正**することといたしましたので、お知らせします。

1 改正のポイント

①「特別警報」の新設

クマ目撃場所付近への**外出自粛**、児童生徒の**登下校時における配慮**、開催時期の変更も含めた**野外行事でのクマ対策徹底**など、より強い要請を県から発出

②発令対象地域の柔軟な設定（市区町村単位での発令）

市街地での目撃や、人身被害の発生した場合等、**地域を限定して発令**できるよう配慮

2 改正後の発令基準（基準に該当した場合に**対策本部が総合的に判断**して発令）

項目等	発令基準の概要	
注意報	①当該月の目撃等件数が 過去5年間 ※の同月平均値の 1.25倍 以上 ② 同一市区町村 の 市街地 での目撃件数が 直近1週間 で 2回 発生したとき 新設 ③その他人身被害の発生が懸念されるとき	
警報	①当該月の目撃等件数が 過去5年間 ※の同月平均値の 1.5倍 以上 ② 同一市区町村 の 市街地 での目撃件数が 直近1週間 で 10回 発生したとき 新設 ③各市区町村の 市街地 においてケガ等の 人身被害 が発生したとき 新設 ④その他人身被害の拡大が危惧されるとき	
特別警報 新設	①当該月の目撃等件数が 過去5年間 ※の同月平均値の 3倍 以上 ② 死亡被害 が発生したとき ③ 同一又は隣接市区町村 でケガ等の 人身被害 が 1か月以内 に 2回 発生したとき	
対象地域 (発令地域)	上記①	注意報・警報：原則として 県内全域 特別警報： 市区町村別 の出没状況を踏まえて対策本部で決定
	①以外	原則として 該当市区町村
発令期間	上記①	発令日から 1か月間
	①以外	発令日から 2週間を目途 に対策本部で決定

シーズン予報 廃止（ブナ等果実の豊凶調査結果等は別途情報提供を行っていく）

※ 当面の間、「過去5年間」に**令和7年度の実績は含めない**（過去最多の大量出没となったため）

3 改正年月日 **令和8年6月1日**

※ ただし、現行の基準に基づき、6月18日までを対象期間とした「クマ出没警報」を発令中であることから、新たな基準の運用は**6月19日から開始**するものとする。

【参考1】「宮城県クマ出没注意報等発出実施要領」新旧比較

項目等	現行（改正前）	改正後	
シーズン予報	ブナ等果実の豊凶調査結果を踏まえた中期出没予報	（廃止）	
注意報	①当該月の目撃等件数が過去5年間の同月平均値の1.25倍以上 ②人身被害が発生したとき ③その他人身被害の発生が懸念されるとき	①当該月の目撃等件数が過去5年間の同月平均値の1.25倍以上 ②同一市区町村の市街地での目撃件数が直近1週間で2回発生したとき ③その他人身被害の発生が懸念されるとき	
警報	①当該月の目撃等件数が過去5年間の同月平均値の1.5倍以上 ②死亡被害が発生したとき ③同一又は隣接市町村でケガ等の人身被害が前回発生日から1か月以内に発生したとき ④その他人身被害の拡大が危惧されるとき	①当該月の目撃等件数が過去5年間の同月平均値の1.5倍以上 ②同一市区町村で市街地での目撃件数が直近1週間で10回発生したとき ③各市区町村の市街地においてケガ等の人身被害が発生したとき ④その他人身被害の拡大が危惧されるとき	
特別警報	（新設）	①当該月の目撃等件数が過去5年間の同月平均値の3倍以上 ②死亡被害が発生したとき ③同一又は隣接市区町村でケガ等の人身被害が1か月以内に2回発生したとき	
対象地域	原則として県内全域	上記①	注意報・警報：原則として県内全域 特別警報：市区町村別の出没状況を踏まえて対策本部で決定
		①以外	原則として該当市区町村
発出期間	発出日から1か月間	上記①	発令日から1か月間
		①以外	発令日から2週間を目途に対策本部で決定

【参考2】本県内における過去のクマ目撃等件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R2年度	46	114	152	183	218	147	216	180	13	3	14	11
R3	24	123	184	137	88	42	41	20	5	2	6	8
R4	34	99	104	77	105	63	30	8	8	3	8	10
R5	25	96	132	158	95	119	275	344	76	15	10	12
R6	32	91	199	155	106	82	48	15	28	12	13	19
R7	26	111	151	250	225	241	1,239	969	214	71	33	29
R3～R7平均	29	104	154	156	124	110	327	272	67	21	14	16
R2～R6平均	33	105	155	142	123	91	122	114	26	7	11	12

注）新基準では「令和2年度から6年度までの平均値」を注意報等発令の基準値として取り扱う